

6 番	原 誠 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1. 本市における人権啓発、多文化共生の取り組みと独自の人権条例制定の可能性について</p> <p>【質問趣旨】 平成28年に制定・施行された、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆるヘイトスピーチ解消法は、2000年代後半以降、特定の民族や国籍の人々を排除・排斥するデモや街頭宣伝が各地で繰り返され、深刻な人権侵害と社会的軋轢を生んだことを背景としており、本市議会においても平成28年3月定例会において「ヘイトスピーチ根絶のための法規制等を国に求める意見書」を全会一致で可決したところである。</p>	<p>(1) 本市における多文化共生、ヘイトスピーチ解消の取り組みについて</p> <p>(2) 本市における人権啓発と包括的で実効性のある本市独自の人権条例制定の可能性について</p>	<p>① 本市における多文化共生の取り組みの現状と課題について伺う。</p> <p>② 国は平成28年にヘイトスピーチ解消法を制定したが、法制定以降に本市としてヘイトスピーチ根絶のために新たに講じた具体的な施策、または強化した施策があるか伺う。</p> <p>③ 国のヘイトスピーチ解消法は理念法に留まり、具体的な被害救済や抑止は地方自治体の取り組みに大きく委ねられている。本市において、ヘイトスピーチやそれに類する差別的言動に不安や被害を感じた市民が相談できる窓口や支援体制は、現在どのように整備されているのか伺う。</p> <p>① 人権擁護委員は市民の基本的人権を守るために法務大臣から委嘱され、人権相談や啓発活動を行うボランティアである。本市における人権擁護委員の主な活動内容について伺う。</p> <p>② 包括的な人権条例はないものの、香川県観音寺市のように公園条例などで公の施設でのヘイトスピーチの禁止を明文化している自治体がある。本市の都市公園条例や瀬戸市文化センター条例などのように、公の施設の設置及び管理に関する条例の中には、現在、差別的言動やヘイトスピーチに相当する行為を直接禁止するような明示的な規定はないが、現行の条例や要綱の運用によって、差別的な街宣や集会、公園内でのヘイトスピーチ的言動などに対して、どのような対応が可能だと考えているのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	原 誠 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>ヘイトスピーチ解消法成立以降、目に見える形でのいわゆるヘイト街宣は減少したものの、近年では SNS 上でのヘイトスピーチや選挙時のヘイト街宣など、新たな形での人権侵害が増加傾向である。本市でも外国籍住民を含め、多文化共生の進展とともに差別や偏見への不安が存在すると考えられるが、その実態と対策は十分に可視化されているとは言い難い。そこで、本市におけるヘイトスピーチに関する現状認識と取組を明らかにするとともに、国や県の施策ではなお不十分な部分を補うため、他自治体における先進事例も踏まえつつ、本市独自の人権条例を含む法的枠組みの制定可能性について伺うものである。</p>		<p>③ 本市としても、公園や文化施設などの公の施設の利用ルールの中で、「人種、国籍、出自などを理由とする不当な差別的取扱いを助長するおそれのある行為」を禁止する規定を設けることは、安全・安心なまちづくりのために有用であると考えが見解を伺う。</p> <p>④ 本市のホームページでは、人権相談の案内において、「性別・学歴・職業・宗教・人種・家柄などにより、民主社会の基本ルールを侵す不合理な差別や偏見が未だに根強く存在し」との記述がある。本市は人権相談や啓発事業、福祉施策、さらには瀬戸市子どもの権利条例など、分野ごとの取組を進めてきたが、これら既存の施策や個別条例だけでは対応しきれていない人権課題や、制度上の限界があると考え。その限界を克服するために、包括的な人権条例の制定が有効だと考えるが見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	原 誠 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>2. 産廃処分場計画を問う (その4)</p> <p>【質問趣旨】</p> <p>本市においては他の県内の市町村よりも産業廃棄物最終処分場が集中している経緯があり、本市は住民と事業者相互の合意形成を確保するために平成14年に「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を制定した。昨年6月定例会の一般質問で、この条例が抑止力となり、条例制定以後は新たな産廃処分場は設置されていないことが明らかになったところである。</p> <p>一方で、現在問題となっている(株)東立テクノクラシーによる山路町への産廃処分場計画以外にも、余床町においてクリーン開発(株)が産廃処分場</p>	<p>(1) 余床町・クリーン開発(株)による産廃処分場計画について</p>	<p>① 瀬戸市余床町にはすでにクリーン開発(株)による産業廃棄物管理型最終処分場が立地しているが、今回明らかになった拡張計画は、いつ、どのような内容で市に相談・申請があり、現在までの手続きの経緯はどのようなか伺う。</p> <p>② 本市議会では令和7年12月定例会で採択した決議において「本市には、これ以上産業廃棄物最終処分場施設は必要ない」としている。瀬戸市自治連合会も反対を表明しており、議会と住民の意思はこれ以上の産廃処分場建設には反対である。この意思を受けて、市として今回の余床町における拡張計画についてどのように受け止めているのか見解を伺う。</p> <p>③ 県の資料によれば、余床町の余床川は土石流の土砂災害警戒区域および特別警戒区域に指定された土石流危険渓流である。このことを踏まえ、余床町の処分場拡張計画地について、市は平常時の安全性だけでなく、想定最大規模降雨や線状降水帯による想定外豪雨を前提とした土石流発生リスクをどのように認識しているのか見解を伺う。</p> <p>④ 瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき設置される産業廃棄物等対策委員会では、過去の案件で災害防止計画や周辺環境への影響について厳しい意見が付されてきたが、余床町の拡張計画についても、土石流危険渓流の存在と複合災害の可能性を踏まえ、安全率の上乗せなど一層厳しい基準を求める方針か伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	原 誠 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>設置を計画していることが明らかになった。本市議会では昨年12月定例会において「産業廃棄物最終処分場（管理型）・建設反対の決議」を全会一致で採択している。また、瀬戸市自治連合会も反対を表明している。すでに議会と住民の産廃処分場建設反対の意思は明瞭である。</p> <p>この民意を受けて本市としてこの2つの産廃処分場建設計画にどう向き合うべきなのか、市の考えを伺うものである。</p>	<p>(2) 余床町民会館について</p> <p>(3) ㈱東立テクノクラシーによる追加説明会について</p>	<p>① 産業廃棄物処分場拡張の建設予定地には、現在、余床町民会館が立地している。本市における余床町民会館はどのような位置づけとなっているか伺う。</p> <p>② 余床町民会館について、産業廃棄物処分場拡張に伴い立ち退きとなるが、行政財産である余床町民会館を売却することが可能なのか、可能ならばどのような手続きが想定されるか伺う。</p> <p>① ㈱東立テクノクラシーによる産業廃棄物最終処分場計画について、令和7年3月から9月にかけて各連区等で説明会が行われたが、昨年10月に瀬戸蔵で説明会が行われて以降は開催されてこなかった。今年1月に市は条例に基づき追加の説明会開催を指示し、それに基づき10月10日(土)に瀬戸市文化センターで追加の住民説明会が開催されると承知している。この説明会を、市は条例上どのような位置づけと認識しているのか伺う。</p> <p>② 昨年12月定例会の一般質問で、2つの連区から2巡目の開催の要望が出されていると回答があったが、10月10日の説明会は全市民に向けた説明会なのか、それともこの2つの連区のみに向けたものなのか伺う。</p> <p>③ 10月10日の説明会の会場となる市文化センター文化ホールは1,500席のキャパシティを持つ大規模会場であり、参加者が多数となることで住民一人ひとりが意見や質問を出しづらい環境だと懸念をしている。約1年の空白期間を経た上で、意見表明のハードルが相対的に高い大規模会場で行われるこの説明会を、関係住民への実質的な周知と意見聴取の機会とするのは極めて不十分だと考えるが見解を伺う。</p>

(4 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

6 番	原 誠 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>④ 瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例においては、「順次行われる説明会の最後の説明会の翌日から 2 週間」が事業計画書等の最終的な提出期限とされている一方で、その「最後の説明会」を誰がどのように判断するかは明記されていない。事業者が一方的に「これで説明は終了した」とみなすのではなく、市長が住民への周知状況を踏まえて判断すべきと考えるが、「最後の説明会」の判断主体と考え方について見解を伺う。</p> <p>⑤ 同条例第 10 条では、「市長は説明会実施結果報告書が提出された場合において、さらに関係住民への周知が必要であると認めるときは、追加説明会の開催を指示できる」と規定されている。10 月 10 日の説明会後も、住民の疑問や不安が十分に解消されていないと市長が判断した場合には、条例第 10 条に基づき、事業者に対して改めて追加説明会の開催を指示する考えがあるのか伺う。</p> <p>⑥ 事業者としては、住民説明会の一定の区切りをもって、できるだけ早期に県への申請に進みたい意向があるのではないかと懸念している。市長は、住民への周知や理解が十分でない判断される段階で事業者が県への申請を急ぐ場合、県に対して申請時期や手続きの妥当性について意見を述べるなど、住民の立場に立った対応を行う考えがあるか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。